

出席番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

**参考**

- ア：日本国憲法の前文は、憲法の原理・原則を抽象的に宣言したもので、具体性に欠けるから、本文各条項の解釈基準になることはあっても、裁判規範とはいえない。
- イ：請願は、国の機関に対して行なうことができるが、天皇は国政に関する権能を有しないため、天皇に関する請願は認められない。

**【解答】** ア：○, イ：×

**【理由】** [↓ なお、レジュメ参照の部分は、教科書でも可。]

- ア：通説によれば、憲法前文を直接根拠として裁判所の救済を求めることはできない。すなわち、憲法前文は、法規範性を有するが、裁判法規範性は有しない。レジュメ P. 10 参照。
- イ：確かに、天皇は国政に関する権能を有しない（憲法 4 条，レジュメ P. 11 参照）。しかし、天皇に関する請願も認められる。ただし、天皇に対する請願書は内閣に提出しなければならない（請願法 3 条 1 項後段，レジュメ P. 91 参照）。

**問1** ア：○, イ：○

**【理由】** [ア・イごとに、○×の理由を書くこと。]

**問2** ア：×, イ：×

**【理由】** [ア・イごとに、○×の理由を書くこと。]

問3 ア：×，イ：×

【理由】〔ア・イごとに，○×の理由を書くこと。〕

問4 ア：×，イ：○

【理由】〔ア・イごとに，○×の理由を書くこと。〕

問5 ア：×，イ：×

【理由】〔ア・イごとに，○×の理由を書くこと。〕

問6 ア：×, イ：×

【理由】〔ア・イごとに, ○×の理由を書くこと。〕

問7 ア：×, イ：×

【理由】〔ア・イごとに, ○×の理由を書くこと。〕

問8 ア：○, イ：×

【理由】〔ア・イごとに, ○×の理由を書くこと。〕

問9 ア：×，イ：×

【理由】〔ア・イごとに，○×の理由を書くこと。〕

問10 ア：×，イ：×

【理由】〔ア・イごとに，○×の理由を書くこと。〕